

ID: 95

担当部署: 総合政策部 スポーツ・合宿推進課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市営プール条例 第15条第2項において読み替える場合の第12条第1項本文		
例規番号	平成18年条例第101号		
<p>【根拠条文】 (利用料金) 第12条 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、利用料金の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>2 利用者は、前項の規定による利用料金をあらかじめ指定管理者に納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和4年7月29日